

訪問看護 重要事項説明書(介護保険)

1 当事業所の概要

(1) 事業所の概要 - 1 -

開設者の名称	社会医療法人同心会 西条中央病院
事業所名	西条中央病院訪問看護ステーション
所在地	愛媛県西条市朔日市 804 番地
連絡先	電話 0897-47-8280
管理者名	山城 百合子
サービス種類	訪問看護
介護保険指定番号	3860692833
サービス提供地域	ステーションを中心とした半径 10km 圏内

※サービス提供地域について、提供地域以外の方はご相談ください。

(2) 営業時間

平日・土曜日・祝日	午前 8:30～午後 5:15
定休日	日曜
但し、電話等により 24 時間常時連絡が可能な体制とします。(緊急時訪問看護加算の契約が必要)	

(3) 職員体制

職名・職種	人数	勤務の体制	業務の内容
管理者・看護師	1 名	常勤・兼務	事業所、訪問看護業務の管理全般 実際業務
看護師	常勤換算 4 名以上	常勤・専従	訪問看護の実際業務

2 当事業所の連絡窓口 (相談・苦情・キャンセル連絡など)

TEL : 0897-47-8280

担当部署: 訪問看護ステーション

担当者: 山城 百合子

受付時間: 午前 8:30～午後 5:15

※ご不明な点はお尋ねください。ご相談については各市区町村でも受付けております。

その他の窓口

1) 西条市役所長寿介護課: 西条市明屋敷 146 番地 (0897)56-5151

「平日 8:30～17:15(祝日及び 12/29～1/3 を除く)」

2) 愛媛県国民健康保険団体連合会: 松山市高岡町 101-1 (089)968-8800

「平日 8:30～17:15(祝日及び 12/29～1/3 を除く)」

3 事業の目的・運営方針

(1) 目的

要支援状態又は要介護状態と認定されたご利用者様に対し、訪問看護のサービスを提供し、居宅においてご利用者様がより自立した日常生活を営むことができるように、支援することを目的にサービスを提供します。

(2) 運営方針

ご利用者様の心身状態に応じた適切な訪問看護のサービスを、24 時間体制で提供します。訪問看護のサービス実施にあたり、サービス従事者の確保・教育・指導に努め、ご利用者様個々の主体性を尊重して、地域の保健医療・福祉など関係機関との連携により、総合的な訪問看護のサービス提供に努めます。

4 利用料金

料金表は別紙参照

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

訪問看護計画作成と同時に契約を結んだ後、サービス提供を開始いたします。なお、居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

まずはお電話などでお申し込みください。当院職員がお伺いしてご説明いたします。

(2) サービスの終了

① ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに、お申し出ください。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、当事業所からのサービス提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了日の1ヶ月までに、通知いたします。

③ 自動終了（以下に該当する場合は、通知が無い場合でも自動的にサービスが終了します）

- ・ご利用者様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたご利用者様の要介護認定区分が、非該当〔自立〕と認定された場合
※非該当〔自立〕と認定された場合は、条件を変更して再度契約することができます。
- ・ご利用者様が亡くなられた場合

④ 契約解除

- ・当事業所が、正当な理由なくサービスを提供しない場合・守秘義務に反した場合・ご利用者様やご家族様などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合や、当事業所が破産した場合は、通知することで、ご利用者様は即座に契約を解約することができます。
- ・ご利用者様が、サービス利用料金の支払いを4ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず7日以内に支払われない場合や、当事業所や当事業所のサービス従事者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、通知することで、当事業所におけるサービス提供を即座に終了させていただく場合があります。

⑤ その他

- ・ご利用者様が、病気・怪我などで健康上に問題がある場合や、サービス当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合は、サービスの変更または中止する場合があります。
- ・訪問看護のサービスご利用中に体調が悪くなった場合は、サービスを中止する場合があります。その場合は、ご家族様または緊急連絡先に連絡するとともに、必要な措置を適切に行います。
- ・ご利用者様に、他のご利用者様の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合は、速やかに事業所に申告してください。治癒するまで、サービスのご利用はお断りする場合があります。

6 看護職員の禁止行為

- (1) 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- (2) 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- (3) 利用者の同居家族に対するサービス提供
- (4) 利用者の居宅での飲酒、喫煙および飲食
- (5) 利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

7 緊急時の対応方法

当事業所におけるサービスの提供中に、ご利用者様に容体の変化などがあった場合は、事前の打ち合わせによる、主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業者など、関係各位へ連絡します。

8 事故発生時の対応

訪問看護及び介護予防訪問看護サービス提供により、事故が発生した場合は人命を最優先とし、迅速・適切な対応を行います。また、その旨を利用者の家族、関係機関に連絡を行い、その事故の原因を調べ、再発を防ぐための措置を講じます。